に限る。）の額に 3 分の 2 を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 13 年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に 3 分の 1 を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

E_{20} ＝0.03192

E_{21} ＝0.03069

［略］

F_n　病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 14 年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に 3 分の 2 を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 14 年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に 3 分の 1 を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

G_{15} ＝0.024

［略］

G_{20} ＝0.02394

G_{21} ＝0.02302

［略］

H_n　病院事業（医療施設整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、符号 H'_n に係るものを除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、符号 $H2_n$ 及び符号 $H2'_n$ に係るものを除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

等に着手した事業に限る。）の額に 3 分の 2 を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため平成 15 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 13 年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に 3 分の 1 を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

E_{20} ＝0.03194

E_{21} ＝0.032

［同左］

F_n　病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成 15 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 14 年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に 3 分の 2 を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため平成 15 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 14 年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に 3 分の 1 を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

G_{15} ＝0.025

［同左］

G_{20} ＝0.02395

G_{21} ＝0.024

［同左］

H_n　病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成 15 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、H'_n に係るものを除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため平成 15 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、$H2_n$ 及び $H2'_n$ に係るものを除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その